

監事監査調書（会計監査編）について

当法人は会計監査人設置社会福祉法人であります。会計監査人設置社会福祉法人の場合、会計監査人の職務の執行状況等の報告を受け、会計監査人の監査の方法及び結果を相当と認めた場合、改めて監事が会計監査を実施しなくてもよいとされています。

今回、会計監査人の監査の方法及び結果を相当と認めますので、本「監事監査調書（会計監査編）」の実施は省略いたします。

平成 30 年 6 月 5 日

監事

潮

悦夫

開

印

監事

原口

貞亮

唐

印

監 査 報 告 書

平成30年 6 月 5 日

社会福祉法人 緑喜会
理事長 實田 照野 殿

監事 南 悦夫 

監事 原口 貞亮 

私たち監事は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。加えて、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」

（社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の33各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

（2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人 監査法人かごしま会計プロフェッションの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

監 事 監 査 報 告 書

平成30年 6月 5日

鹿児島県知事 三反園 訓 殿

社会福祉法第59条第1項及び関係法令に基づき実施した平成29年度監事監査結果について次のとおり報告します。

監事 南 悦夫 印
監事 原口 貞亮 印

監 査 日 時	平成30年 6月 5日 火曜日) 9:00~14:00
監 査 場 所	はまゆり学園会議室
監 査 実 施 内 容	監事監査調書(法人運営編)
法人関係立会者職・氏名	施設長・實田 照野
施設関係立会者職・氏名	事務長・森 正広
監 査 結 果	監事の意見 1. 法人運営及び事業については、関連する法令及び定款に従い、当法人事業の執行状況を正しく示し、不正の点はないと認めます。 2. 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
	指 摘 事 項 特になし

監 事 監 査 報 告 書

平成30年 6 月 5 日

社会福祉法人 緑喜会
理事長 實田 照野 殿

社会福祉法第59条第1項及び関係法令に基づき実施した平成29年度監事監査結果について次のとおり報告します。

監事

井 悦夫 

監事

原口 貞亮 

監 査 日 時	平成30年 6 月 5 日 (火曜日) 9:00~14:00	
監 査 場 所	はまゆり学園会議室	
監 査 実 施 内 容	監事監査調書 (法人運営編)	
法人関係立会者職・氏名	施設長・實田 照野	
施設関係立会者職・氏名	事務長・森 正広	
監 査 結 果	監事の意見	
	1. 法人運営及び事業については、関連する法令及び定款に従い、当法人事業の執行状況を正しく示し、不正の点はないと認めます。 2. 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。	
	指 摘 事 項	適切に処理を促すことと認めます。